

2026年以降の株主総会における送付資料についてのご案内

2022年9月の会社法改正に伴い、株主総会資料をウェブサイト等でご覧いただく「電子提供制度」が導入されました。

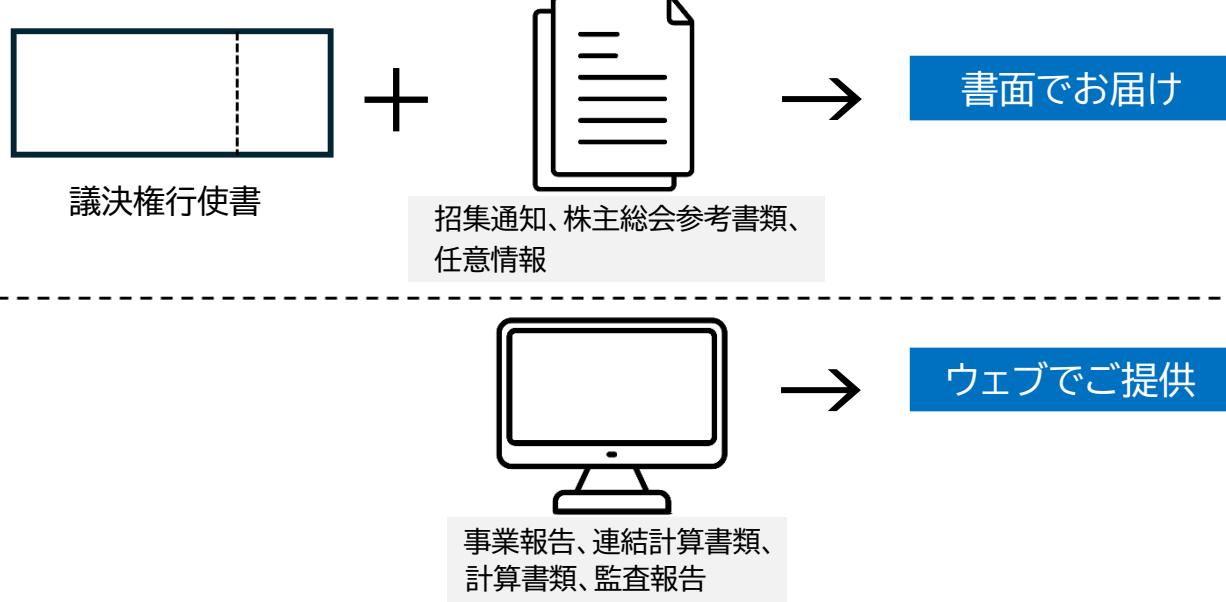
当社はこれまで電子提供制度導入後も、すべての株主様に一律で株主総会資料一式をお送りしてまいりましたが、電子提供制度の定着状況や環境負荷低減(ペーパーレス化)といった観点も踏まえ、2026年6月に開催する株主総会より、お届けする書面内容を以下のとおり変更いたします。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

従来



2026年6月以降



株主総会資料の郵送をご希望の場合

従来どおり株主総会資料の郵送をご希望の株主様は、「書面交付請求」を行うことで、書面にて株主総会資料一式をお受け取りいただけます。

○お申し込み方法

書面交付請求をご希望の場合は、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行、またはお取引のある証券会社等へお申し込みください。

○お手続き期限

書面交付を希望する株主総会の基準日までにお手続きが必要となります。

2026年6月に開催する株主総会の株主総会資料に関する書面交付請求は、2026年3月31日までにお手続きを完了していただく必要があります。

書面交付請求のお手続き完了までお時間がかかります。ご希望の株主様はお早めにお問い合わせいただき、余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会資料ウェブ化に関するお問い合わせ窓口

TEL 0120-524-324

受付時間 9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

以上